

第11回ビジネスと人権フォーラム報告

「児童労働、子どもの権利と人権デューデリジェンス法規制」

2023年3月1日 ビジネスと人権科研プロジェクト 研究会

ACE岩附由香

国連ビジネスと人権フォーラム 参加報告

～市民社会の視点から～



認定NPO法人ACE
代表 岩附由香

第11回ビジネスと人権フォーラム 所感

- 中谷元首相補佐官のスピーチ 省庁横断で公共調達の見直し

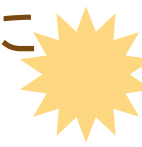
グローバルサプライチェーンの中で政府が果たせる役割を果たすこと、企業の人権DD導入モチベーションUPとなるものに期待。ステークホルダーエンゲージメントの向上も期待。

- EUはデューデリ義務化と合わせて各国の国際協力もサプライチェーンの人権に焦点をあてることを加盟国にガイドする模様。日本もODA大綱改定にあたり考えてほしい戦略のひとつ（貿易もからめて）。G7でも期待。
- ドイツのデューデリ法に関するドイツ政府とドイツの使用者組織の見解の隔たりの大きさ。「業界の自発的取組による人権DDの実施が、義務化・法制化の根拠とされてはならない、なぜなら本来の意図と逆行する」「政府の権利保護の義務にもっと焦点をあてるべき」と、Smart Mix（義務と自律的取組の組み合わせ）、意図しないネガティブな影響が現場で起きている、と批判的。政府の法制化後の、実効性の担保の難しさ。
- Global Southの国々の取り組みの中で、人権デューデリ法制化前に上場企業のESGや非財務情報の公開義務化の紹介あり。そのあたりから人権デューデリにすすむやり方もありか。
- 市民社会組織の役割。いろいろな形の関わり方がある中で、ライツホルダーの声を守りつつ、企業や政府の行動のチェンジエージェントになれるか？

「児童労働、子どもの権利と人権 デューデリジェンス法規制」



「ビジネスと人権」が子どもの権利保障に どのように影響を及ぼすか



② 児童労働 (子どもの権利侵害の事例 として)

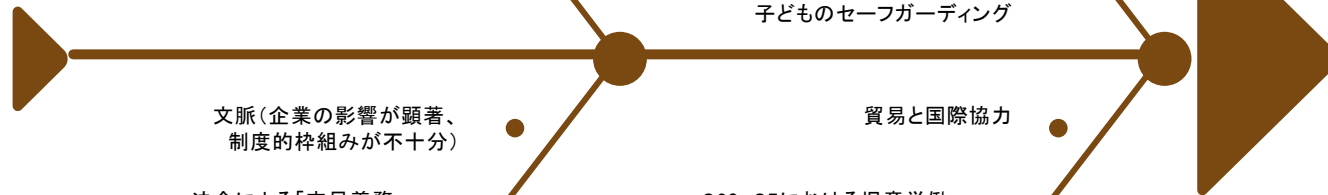
- サプライチェーンの
児童労働への責任の明確化
- ESG、IRとベンチマークR
- 企業の自主的イニシアティブ
- 文脈(企業の影響が顕著、
制度的枠組みが不十分)
- 法令による「充足義務」
- 企業の子どもの権利侵害を
防ぐ国の「尊重義務」

子どもの生活と ビジネスの関り (具体的な影響の及ぼし方)

- ビジネスと子どもの権利原則
と政府・企業の取組
- Living Incomeの議論
- デジタル・インターネットと
子どものセーフガーディング
- 貿易と国際協力
- G20, G7における児童労働
- 人権デューデリジェンスの
義務化

① 子どもの権利条約 と「ビジネスと人権」

③ 法律と政府間交 渉・貿易・国際協力



①子どもの権利条約とビジネスと人権

子どもの権利条約の視点から見るビジネスの子どもの権利への影響

子どもの権利条約とビジネスと人権

ビジネスにとって子どもは

- 消費者
- 合法的に就労している被用者
- 将来の被用者および企業の指導者
- 企業が操業しているコミュニティおよび環境の構成員
- （企業が雇用している被用者の家族）（子どもの保護者もCRCのRights Holder）

（子どもの権利委員会・一般的意見16号 企業セクターが子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務）2013年4月17日

子どもの権利条約 4 原則と企業活動との関連

差別の禁止（第2条）

国は、企業問題を扱うすべての法律、政策およびプログラムが、子どもに対して差別的にならないことを確保（例：親の雇用へのアクセス、障害のある子どものサービスアクセス等）

私的領域一般で差別を防止し、差別が生じたときは救済措置を提供

子どもの最善の利益（第3条1項）

国は、子どもに直接間接に影響を与える企業の活動および操業についてのあらゆる立法上、行政上および司法上の手続きにおいてこの原則を統合しかつ適用する義務を負う。たとえば、国は、企業の活動の操業のあり方を定める法律（雇用、課税、腐敗、民営化、交通及び他の一般的な経済問題、通商問題または財政問題に関するもの）の策定において、子どもの最善の利益が中心的に位置付けられることを確保しなければならない。

子どもの権利条約 4 原則と企業活動との関連

生命、生存および発達に対する権利（第6条）

企業活動による環境汚染→健康、食料安全保障および安全飲料水および衛生設備へのアクセスの子どもの権利侵害
投資家への土地の販売→地元住民が天然資源へアクセスできなくなる（先住民族の子どもの権利）

タバコおよびアルコールならびに飽和脂肪、トランス脂肪酸、糖分、塩分または添加物の多い食品及び飲料の販売促進→子どもの健康に長期的影響

おとなの長時間労働→子どもが家事育児（教育や遊びへの権利侵害）、子どもを一人にしておく（ケアの質、健康）

広告・販売促進産業ならびに事業の環境面での影響の効果的規制および監視のような防止措置も含むものである必要がある。

企業が家族にやさしい職場方針を整える→有給育児休暇含む大人の労働時間×こどもの発育の関係

B. 尊重義務、保護義務および充足義務

尊重義務

- 尊重する義務とは、国は子どもの権利のいかなる侵害も直接間接に助長し、幫助しまたは教唆すべきではないということである。さらに、国は、企業の活動および操業を背景とする場合も含め、すべての主体が子どもの権利を尊重することを確保する義務を負う。
- 国は、公的機関による調達契約が、子どもの権利の尊重を誓約している入札者によって獲得されることを確保するための措置をとらなければならない。
- 国は、子どもの権利を侵害する企業活動に公的資金その他の資源を投資すべきではない。

B. 尊重義務、保護義務および充足義務

保護義務

- 国は、条約およびその選択議定書で保障された諸権利が第三者によって侵害されることから護する義務を負う。
- 国が、企業が子どもの権利侵害を引き起こしまたは助長しないようにするためにあらゆる必要な、適当な、かつ合理的な措置をとらなければならないことを意味する。
- 調査・是正 等

B. 尊重義務、保護義務および充足義務

充足義務

- 国は、条件整備の積極的行動が要求される→企業への措置
- 法令上の整備
- 企業慣行のあり方を定めている政府省庁等への理解促進、子どもの権利尊重企業文化の醸成

具体的文脈

— サービス提供

— インフォーマル経済

— 子どもの権利と企業の世界的操業（児童労働）

— 国際機関

— 緊急事態および紛争状況（子ども兵、暴力）

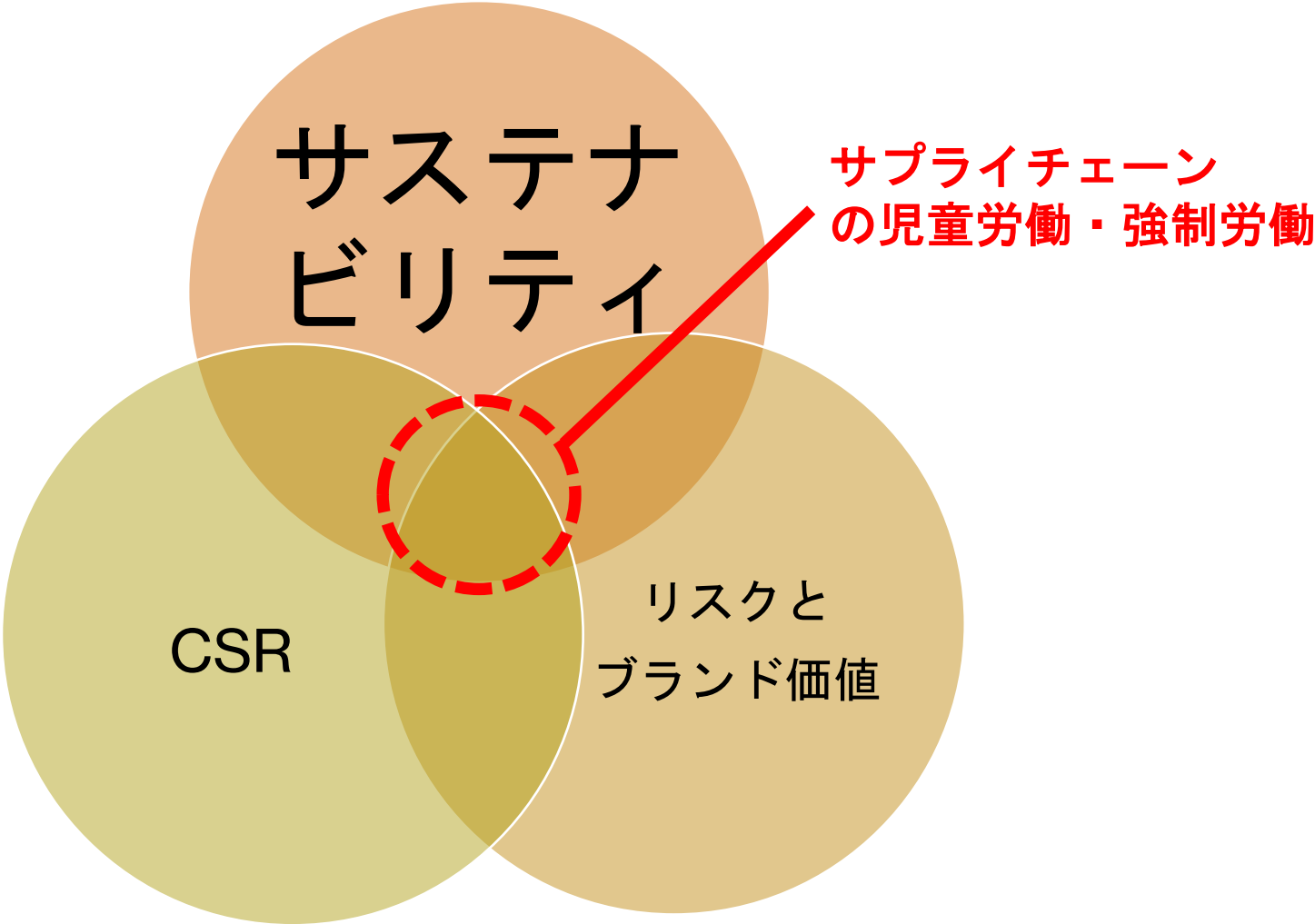
②児童労働

ビジネスの権利侵害の事例としての認識の高まり、その認識を強化するビジネスを取り巻く環境、企業としての自主的な権利擁護活動

サプライチェーンの児童労働への企業の責任の明確化

- 影響力の範囲とサプライチェーン（保護、尊重、救済フレームワーク）
 - 加担も責任の範囲と認められた→サプライチェーンへの企業の責任の明確化
- コミュニティへの責任（ISO26000）

ビジネスにおける児童労働の意味



ESG、IRとベンチマーク

- ESG投資の拡大
- 「人権」課題がCSRからIRへ
- 企業の評価を第三者が行うベンチマーキング
- 調査→ヒアリング（回答）→ランキング
- 企業のレピュテーションにレバレッジ、自助努力を促進

<https://globalchildforum.org/blog/protecting-childrens-rights-should-not-be-optional/>

グローバル・チャイルド・フォーラム 子どもの権利レポート

- 食品・飲料・パーソナルケア分野（18兆ドル+サプライチェーンの児童労働）
- 有害な化学物質への曝露の可能性、地域の水源の汚染や過剰使用、適切な栄養と健康を考慮せずに開発された製品等子どもの権利への影響
- 、企業のマーケティング、製品、サービスが青少年に与える影響に関する開示について、平均でわずか2.7点（10点満点中）
- 評価対象となった企業のうち、77%が児童労働に関する方針があることを開示し、比較的高い割合（48%）がサプライヤーを評価するプロセスも開示
- 310社をBeginner、Improvers、Leaders、Achievers にカテゴライズ



The State of Children's Rights and Business 2022

Food, Beverage & Personal Care: Top 100 companies

RANK	COMPANY NAME	COUNTRY	INDUSTRY	G&C - OVERALL	WP - OVERALL	MP - OVERALL	C&E - OVERALL	OVERALL SCORE	PERFORMANCE
1	Wilmar International	Singapore	Agricultural Products	10,00	10,00	9,50	10,00	10,0	Leader
2	Suntory	Japan	Food & Beverage	10,00	10,00	9,00	6,75	9,3	Leader
3	Reckitt Benckiser (RB)	United Kingdom	Personal & Household Products	10,00	10,00	9,00	7,58	9,3	Leader
4	Aldi Nord	Germany	Retail	10,00	10,00	7,50	8,17	9,0	Leader
5	Ferrero	Luxembourg	Food & Beverage	10,00	10,00	7,00	8,00	8,9	Leader
6	Kellogg's	USA	Food & Beverage	10,00	10,00	6,38	8,75	8,8	Leader
7	The Hershey Company	USA	Food & Beverage	9,38	10,00	6,88	7,75	8,7	Leader
8	Nestlé	Switzerland	Food & Beverage	10,00	10,00	6,13	7,58	8,6	Leader
9	Olam International	Singapore	Agricultural Products	9,38	10,00	3,13	7,54	8,5	Leader
10	Unilever	United Kingdom	Personal & Household Products	9,38	10,00	7,00	6,13	8,4	Leader
11	Fonterra	New Zealand	Food & Beverage	10,00	7,71	8,00	6,75	8,2	Leader
12	Fuji Oil Holdings	Japan	Agricultural Products	9,38	10,00	4,50	6,13	8,2	Leader
13	Aeon	Japan	Retail	9,38	10,00	5,13	7,17	8,0	Leader
14	Ahold Delhaize	Netherlands	Retail	10,00	9,38	4,50	8,00	8,0	Leader
15	The Coca-Cola Company	USA	Food & Beverage	10,00	10,00	4,13	6,75	7,9	Leader
16	Diageo	United Kingdom	Food & Beverage	7,50	10,00	6,13	7,13	7,9	Leader
17	Cargill	USA	Agricultural Products	10,00	8,75	1,88	6,75	7,8	Leader
18	PepsiCo	USA	Food & Beverage	10,00	8,75	5,38	6,13	7,8	Leader
19	Migros	Switzerland	Retail	8,75	10,00	5,13	6,54	7,7	Leader
20	L'Oreal	France	Personal & Household Products	10,00	10,00	3,63	5,71	7,7	Leader
21	Symrise	Germany	Food & Beverage	6,25	9,17	7,38	7,13	7,7	Leader
22	Aldi South Group	Germany	Retail	10,00	10,00	3,50	6,67	7,6	Leader
23	Jeronimo Martins	Portugal	Retail	9,38	7,50	6,75	6,75	7,6	Leader

https://globalchildforum.org/wp-content/uploads/2022/11/FB-Top-100-list_Final.pdf

企業の自主的取組ーサプライチェーンの児童労働へアプローチするためのChild Labour Monitoring and Remediation System

CLMRSに対する評価

- 効果は確認されているものの、コストが高くインパクトは限定的。自社のサプライチェーン上の児童労働にしか対処できない、カカオで解決したとしても同じエリアの他産業に水平移動するリスクを予防できないなど、個社や個別の産業のサプライチェーンに絞ったアプローチに課題や限界を感じている企業が多い。→産業で区切らずエリアベースを採用するCLFZへの期待
- これら課題や限界を感じつつも、児童労働対策としてはCLMRSしか選択肢がない状況のため、カカオのサプライチェーン100%にCLMRSを導入することが目先の目標になっている。普及する上でのコストも課題。現状としては、導入する企業ごとにやり方が異なるところもあり、実施方法や成果のベンチマークの標準化も求められている。
- ガーナの文脈では、政府主導の児童労働モニタリングシステム（GCLMS）も存在しており、官民で異なるシステムが乱立している状況。これらシステムを統合していくことで、官民でデータを共有利用し、官民連携で効率的かつ戦略的に、介入するエリアを分担、スケールアップし、CLFZの拡大につなげることが望ましい。

人権DDの新たなトライアル：江崎グリコ×立花商店との連携

江崎グリコの「カカオ調達におけるコミットメント（2022年4月制定）」

1. 2026年末までに、Assin Fosu地区でGlicoがカカオ豆を購入している村において、Child Labour Free Zone（CLFZ）認定要件に準じた児童労働予防・改善の仕組みを構築します。

<人権デュー・ディリジェンスのサイクル>



出所: OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス

まずは現状とリスクを 適切に把握、特定する

優先的に対処したい 顕著な人権課題※1 =「児童労働」

必要に応じて 是正措置を取る

「児童労働」を防止、 軽減するための 仕組みの構築 (CLFZ認定要件に則して)

地方行政や同 地域で活動す る他のLBC、 NGO等を巻 き込みながら 実施

カカオ分野のプラットフォームISCO動向

ISCO 児童労働撤廃合同分科会

- コートジボワールで、学校給食の質向上が児童労働削減にどれだけ効果をもたらすかを測る、インパクト投資プロジェクトの事例がILOから紹介された。

インパクト投資（ESG投資の枠組みに含まれるスキームの1つ）

- 「インパクト」という共通言語により、特に今まで日本でなかなか進まなかった非営利セクターと民間セクターの連携が促進され、今までつながらなかったアクター同士による協働の加速が期待される。インパクト投資の財源においても、今まで一緒にお金を出し合うことがなかった人々が「インパクト」という共通フレームにより1つのスキームにお金を出しあうことが可能になる。
- 大企業は技術・サービスなどの社会課題解決のためのツールはあるが、グローバルレベルでの展開になると、実証実験後のフェーズで実装していくリソースを持っていないことが多い。
- 一方、NGOは現地のニーズや状況など知っているので、NGOと企業がしっかり対話することで、どの課題にどのツールをどう使っていけば課題を解決できるのかをはっきり見出すことができる。また、見出した後に、それをどうやって実際の社会の中で実装し続けていくのかの知恵は確実にNGOにある。なので、インパクト創出に向けたNGOとの連携が不可欠。
- 事業を始める前の段階で、該当地域の課題をよく分析し、「ありたい姿」を明確にし、どういう成果を求めるか、どこがレバレッジポイントかの道筋立てをすることが重要。

企業動向 (リビングインカムへの取り組み企業事例)

◆カカオ <ネスレ>

・2022年1月 **INCOME ACCELERATION PROGRAM**を発表 児童労働の根本原因である貧困の改善をめざす

生活所得とのギャップを埋めるための収入促進によるカカオ農家の生計改善と、再生型農業の実践、男女平等の推進を目的

・最初の2年、**カカオ農家は最大で500スイスフラン追加で直接現金給付**が受けられ、その後250スイスフランに平準化（LIDや認証カカオのプレミアムに上乗せされて支払われる）

①子どもの就学100 ②生産性向上のための剪定等農業慣行100

③アグロフォレストリーへの取り組み100 ④他の作物の栽培などによる収入の多様化100

⑤ボーナス すべてのプログラム実施100 （1スイスフラン=144円 500スイスフラン≒72千円）

・**まずはコートジボワール**から開始、2024年にガーナに拡大される予定。支払いを受けるためのモバイルバンキングへのアクセスに課題

・専門家は民間セクターが活動している環境下は、教育や社会的保護、適切な労働機会へのアクセスの欠如といった構造的な問題に直面しているため、根本的な問題への対処のため**政府との連携が欠かせない**と指摘

企業動向 (リビングインカムへの取り組み企業事例)

◆たばこ <フィリップモリスインターナショナル (PMI) >

サプライチェーンの児童労働等の人権侵害のモニタリングシステムから得られたデータ分析で根本的に貧困が重要な要因であること判明。**2025年までにPMIにタバコを供給するすべての契約農家が生計を立てられるようになることを目指す。**

・たばこサプライチェーンにおける**所得水準の測定** (2020年~インド、メキシコ、フィリピン、2022年~ブラジル)

※定期的に所得ベンチマーク見直し

・たばこサプライチェーンにおける**所得水準の評価** いくつかの地域ではすでに生計を立てていることを確認。マラウイ、メキシコ、モザンビーク、フィリピンへフォーカスする必要があることを確認。

・生活維持所得格差解消のための**介入の実施** (たばこの生産性向上・競争力向上、世帯収入の多様化)

機械化の実施は児童労働の削減にも貢献

・たばこ需要減少による農家への経済的悪影響を抑えるために、他の作物への生産転換の支援等も進めている

・農家の経済状況の改善や児童労働の対応において女性の果たす役割を考慮し、**女性のエンパワメント**にも取り組む

企業プラットフォーム動向

人権DDの共同実施、苦情処理メカニズムの共同創設事例

- 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）
- 一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）

その他の業界・分野でプラットフォーム化の動き

- 日ASEAN経済共創ビジョン
「自動車部品でも、HRDDに関連する業界全体でのマルチステークホルダー連携。データ共有プラットフォームには小売業者などの企業も参加し、二酸化炭素排出削減や人権保護の取り組みに関する情報交換もできるようにする。」

③法律と政府間交渉、貿易、国際協力

子どもの権利条約の視点から見るビジネスの子どもの権利への影響

児童労働・強制労働をめぐるルール、ガイドライン EUの動向



英国現代奴隷法
(2015年制定)



フランス企業注意義務法
(2017年制定)



オランダ国際的な
企業の社会的責任法
(2017年より議論継続中)



ドイツ連邦サプライチェーン・
デュー・デリジェンス法
(2021年制定、2023年施行)



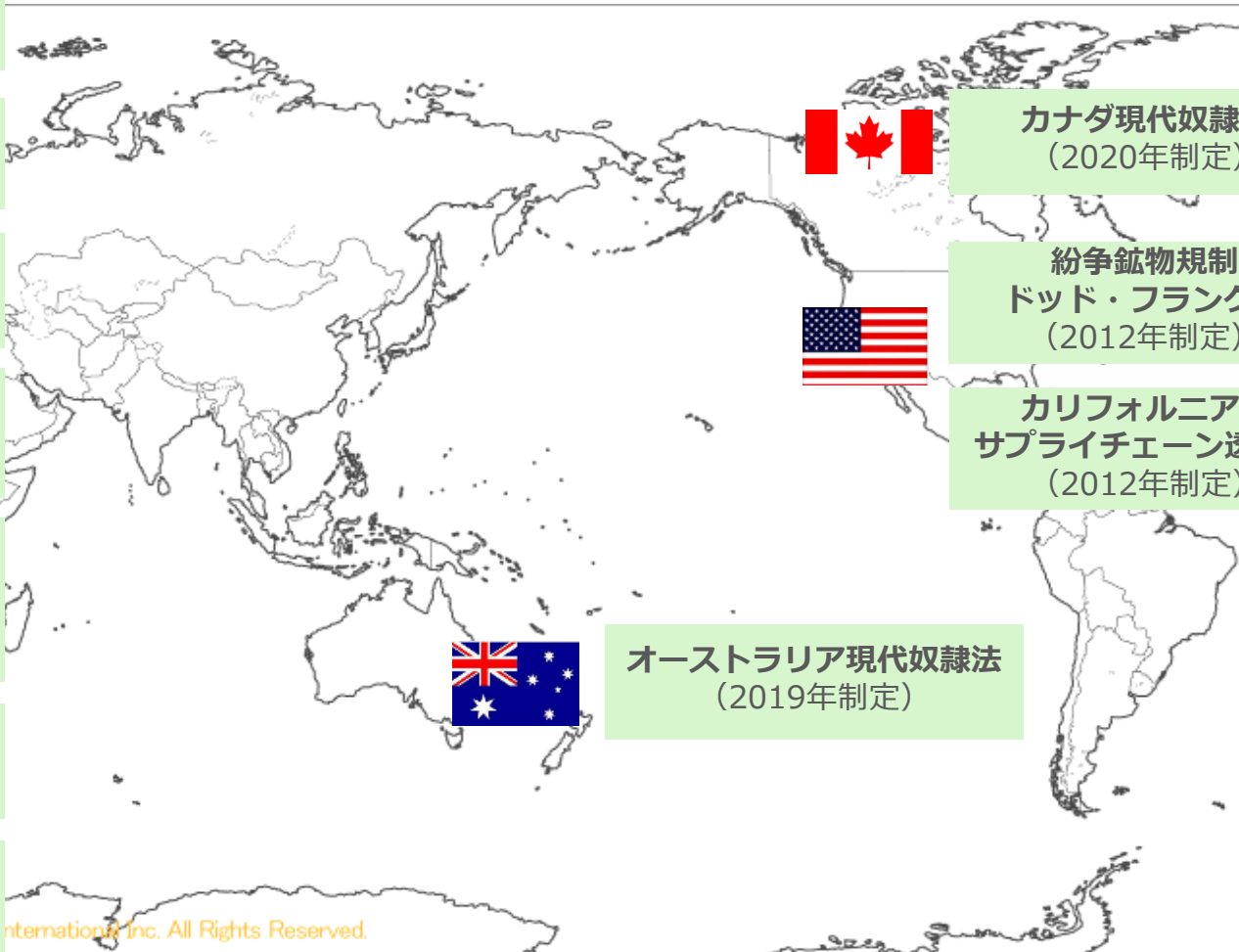
ノルウェー 事業の透明性と基本的
人権およびディーセントワークへの
取り組みに関する法律
(2021年制定、2023年施行)



EUコーポレートサステナビリティ
デュー・デリジェンス指令案
(2022年3月発令)



EU 強制労働製品のEU域内での流
通を禁止する規則案
(2022年9月発令)



カナダ現代奴隷法
(2020年制定)



紛争鉱物規制
ドッド・フランク法
(2012年制定)

カリフォルニア州
サプライチェーン透明法
(2012年制定)



オーストラリア現代奴隷法
(2019年制定)

International Inc. All Rights Reserved.

EU企業持続可能性デューディリジェンス指令案（2022年2月23日発表）

- 大前提として、このEU指令案に基づき、EU加盟国はこの指令案に基づいた各国の法律（HRDD法など）を策定することが義務付けられる。EU指令案がEU加盟国に対する法律となるわけではない。このEU指令案は、あくまでもEU加盟国政府へ対する法案策定の“指令”である。そのため、EU各加盟国は、以下のスケジュールで、本指令に基づく国内法を制定しなければならない。
 - 「対象企業」のうち (a) に属する大企業を義務者とする法律
 - 本指令の発効後2年以内
 - 「対象企業」のうち (b) に属するハイリスク産業の企業を義務者とする法律
 - 本指令の発効後4年以内

企業がそのグローバルなバリューチェーンを通じて人権・環境に及ぼし得る負の影響に対処することを目的とする

EU企業持続可能性デューデリジェンス指令案（2022年2月23日発表）

- 対象企業：
EU域内企業
 - 最終事業年度の従業員数が平均して500人以上で、全世界売上高が1億5,000万ユーロ超の企業、および
 - 最終事業年度の従業員数が平均して250人以上で、全世界売上高が4,000万ユーロ超であり、かつ、当該売上高の50%以上が以下の「ハイリスク産業」の1つ以上により生じている企業
 - EU域外企業
 - (a) 最終事業年度の前の事業年度のEU域内の売上高が1億5,000千万ユーロ超の企業、および
 - (b) 最終事業年度の前の事業年度のEU域内の売上高が4,000万ユーロ超であり、かつ、全世界売上高の50%以上が以下の「ハイリスク産業」の1つ以上により生じている企業

EU企業持続可能性デューデリジェ ンス指令案（2022年2月23日発表）

- 「ハイリスク産業」

I. 繊維、皮および関連製品（履物を含む）の製造業、繊維・衣服および履物の卸売業

II. 農林水産業（養殖業を含む）、食品製造業、農業用原材料・動物・木材・食品・飲料の卸売業

III. 採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘業（原油、天然ガス、石炭、亜炭、金属および金属鉱石、その他すべての非金属鉱物および採石製品を含む）、基礎金属製造業、その他の非金属鉱物製品および加工金属製品（機械および装置を除く）の製造業、鉱物資源・基礎および中間鉱物製品（金属および金属鉱石、建設資材、燃料、化学品およびその他の中間製品を含む）の卸売業

EU企業持続可能性デューデリジェ ンス指令案（2022年2月23日発表）

- 「ハイリスク産業」

I. 繊維、皮および関連製品（履物を含む）の製造業、繊維・衣服および履物の卸売業

II. 農林水産業（養殖業を含む）、食品製造業、農業用原材料・動物・木材・食品・飲料の卸売業

III. 採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘業（原油、天然ガス、石炭、亜炭、金属および金属鉱石、その他すべての非金属鉱物および採石製品を含む）、基礎金属製造業、その他の非金属鉱物製品および加工金属製品（機械および装置を除く）の製造業、鉱物資源・基礎および中間鉱物製品（金属および金属鉱石、建設資材、燃料、化学品およびその他の中間製品を含む）の卸売業

EU企業持続可能性デューデリジェンス指令案（2022年2月23日発表）

- デューデリジェンスに関する義務内容として、次のことが課される
 - 企業方針にデューデリジェンスを組み込む
 - 人権および環境に対する、実際のまたは潜在的な負の影響を特定するためのデューデリジェンスを実施する
 - 潜在的な負の影響を防止し、軽減し、実際の負の影響を停止させる
 - 救済（グリーンバンス）メカニズムを設置し、維持する
 - デューデリジェンスの方針と手法の有効性をモニタリング（監視）する
 - デューデリジェンスの状況を公に開示する

EU企業持続可能性デューデリジエ ンス指令案（2022年2月23日発表）

- 対象となる人権

- 世界人権宣言
- 自由権規約
- 社会権規約
- ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止および処罰に関する条約）
- 拷問等禁止条約
- 人種差別撤廃条約
- 女子差別撤廃条約
- 児童の権利に関する条約
- 障害者の権利に関する条約
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言
- 民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言
- 国際組織犯罪防止条約、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書
- 労働における基本的原則および権利に関するILO宣言
- ILO中核的労働基準（8条約）

EU企業持続可能性デューデリジエ ンス指令案（2022年2月23日発表）

- 対象となる環境課題
 - 以下の国際環境条約で規定される権利または禁止
 - 生物多様性条約
 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
 - 水銀に関する水俣条約 等

EU企業持続可能性デューデリジェンス指令案（2022年2月23日発表）

- 取締役の義務

- EU域内企業の取締役は、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際に、人権、気候変動および環境上の影響を含む持続可能性に関する課題に及ぼす自己の決定の結果を、短期、中期および長期的に考慮しなければならない。
- EU域内企業の取締役は、ステークホルダーおよび市民社会団体からのインプットを適切に考慮して、デューデリジェンスに関する企業行動を実行し監督する責任を負い、取締役会にこれを報告する義務を負う。

EU 強制労働製品のEU域内での流通を禁止する規則案 (2022年9月)

EU 強制労働製品のEU域内での流通を禁止する規則案 (2022年9月)

Proposal for a regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market

- 目的: 強制労働により生産された製品のEU市場での流通、またEUから域外への輸出の禁止
- 対象企業: EU市場に製品を流通させる、あるいはEU域外に輸出する、中小企業を含むあらゆる事業者
- 対象品目: 採掘、収穫、生産、製造などサプライチェーンのいずれかの段階において、部分的にあるいは全面的に強制労働が用いられた製品

今後の流れ

- 2022年9月から24ヶ月以内に、この提案を欧州議会と欧州連合理事会で審議、合意とりつけ。
- 規制施行の1年半以内にガイドライン発行。
- EU Forced Labour Product Networkがプラットフォームとして、各国当局とEUコミッションの間を取り持つ。

児童労働・強制労働をめぐるルール、ガイドライン EUの動向 ～Living incomeをめぐる議論～

EU コーポレートサステナビリティ デューディリジェンス指令案（2022年3月）

Corporate Sustainability Due Diligence Directive

- 策定プロセスの過程で、Voice Network初め市民社会は、HRDDの中にLiving incomeを含めるように働きかけ、ドラフト段階では、児童労働撤廃させるための策の例として項目に入っていた（adjusting pricing practices to ensure a decent living of families and farmers）。
- 最終的にこの部分は、文中から削ぎ落とされた。

ノルウェー 事業の透明性と基本的人権およびディーセントワークへの取り組みに関する法律 （2021年制定、2023年施行）

- ディーセントワークを実現するための要素として、Living incomeを入れており、企業に対してより高い要求をしている（最低賃金ではなくLiving incomeを入れている）。
- いくつかの多国籍企業によるコミットメントを公開している。

児童労働・強制労働をめぐるルール、ガイドライン UNDP、ILOなど国際機関の動向

UNDP: アジア17か国でビジネス関連の人権基準の改善を図るプロジェクト

- 目的①: 企業が悪影響を評価、予防、緩和するための人権デュー・ディリジェンスを実施できるようにすること
- 目的②: 17の対象国がビジネス関連の人権侵害に取り組むための政策を策定できるよう、支援すること
- 日本でも、ビジネスと人権アカデミー 日本企業向け人権デュー・ディリジェンス研修
「ビジネスと人権アカデミー」の実施（計2回） <https://www.undp.org/ja/japan/bhr-academy>

ILOとJICA: 企業活動における人権侵害を防ぐ「ビジネスと人権」の促進のために協力するとした覚書
https://www.ilo.org/tokyo/newsroom/WCMS_865032/lang--ja/index.htm

G7: 労働雇用大臣会合準備会合にて、サプライチェーンにおける強制労働、児童労働に対する策を取るようC7からプッシュした。

児童労働・強制労働をめぐるガイドライン、ICI関連の 動向（つづき）

OECD-ICIによるカカオセクター人権DDハンドブック

- 2021年12月に開始。2023年3月に完成予定。
- 策定プロセス
 - 1) 専門家グループ（産業界、非産業界からの代表者）による3回の会議
 - 2) コートジボワールとガーナでのワークショップ（産業界、非産業界、CSO、政府）（2022年6月）
 - 3) オンラインコンサルテーション（企業、NGO、国際機関等/欧州、米国、日本、ガーナ）（2022年11月）*
 - 4) メールでの最終コンサルテーション（2023年1月）*

*は、ACEも参加&意見を提出

<ハンドブックの目的>

- カカオセクターにおける人権リスク（特に児童労働，強制労働にフォーカス）に関する共通認識の形成
- OECDリスクベースデューディリジェンスを企業が実施できるようになるための実用書
- サプライチェーンの異なるアクター（企業規模なども考慮）が効果的に人権DDを実施できるようになる
- 既存のツールや政策イニシアチブ、マルチステークホルダーの取組等のレファレンスとして

児童労働・強制労働をめぐるガイドライン、ICI関連の動向（つづき）

OECD-ICIによるカカオセクター人権DDハンドブックの構成

Chapters

1. Introduction
2. Understanding human rights in the cocoa supply chain
3. An introduction to OECD risk-based due diligence
4. Step 1: Embed responsible business conduct for human rights into policies and management systems
5. Step 2: Identify and assess human rights risks in the supply chain and business relationships
6. Step 3: Cease, prevent or mitigate human rights risks
7. Step 4: Track implementation and results
8. Step 5: Communicate how impacts are addressed
9. Remedy: Provide for or cooperation in remediation when appropriate
10. Reaching scale and impact through multi-stakeholder action

Annex. Key concepts and international standards; Regional and national legislation; Tools and resources; Voluntary standards and initiatives; example of corporate policy

Elements for a User-Friendly Handbook



Strategic Questions for Enterprises to Ask

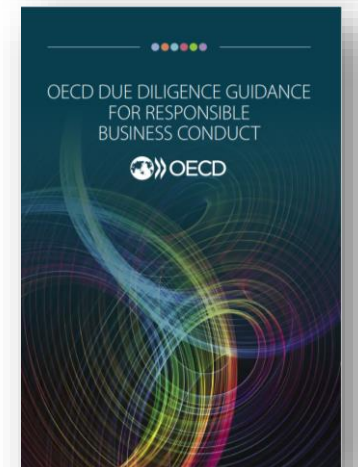


Tips for Upstream, Downstream and SME companies



CASE STUDY

Company Case Studies



（オンラインワークショップ（2022年11月）でのプレゼン資料より）

児童労働が含まれたG7宣言文

	G7			
		Leader	Labour	Trade
2021	UK	○	会議なし?	○
2022	Germany	○	○	○

■ G7 2021, UK

◆ CARBIS BAY G7 SUMMIT COMMUNIQUÉ (2021 June)

- FREE AND FAIR TRADE

- 29. We are concerned by the use of all forms of forced labour in global supply chains, including state-sponsored forced labour of vulnerable groups and minorities, including in the agricultural, solar, and garment sectors. We agree on the importance of upholding human rights and of international labour standards, including those deriving from International Labour Organisation membership, throughout global supply chains and tackling instances of forced labour. We commit to continue to work together including through our own available domestic means and multilateral institutions to protect individuals from forced labour and to ensure that global supply chains are free from the use of forced labour. We therefore task G7 Trade Ministers to identify areas for strengthened cooperation and collective efforts towards eradicating the use of all forms of forced labour in global supply chains, ahead of the G7 Trade Ministers' meeting in October 2021.

-

- ◆ G7 TRADE MINISTERS' COMMUNIQUÉ (2021 October)

- p2 We share and are guided by the concern expressed by our Leaders in Carbis Bay regarding the use of all forms of forced labour in global supply chains, including state-sponsored forced labour of vulnerable groups and minorities, including in the agricultural, solar and garment sectors. We affirm that there is no place for forced labour in the rules-based multilateral trading system. We endorsed recommendations to identify, prevent and eliminate forced labour in global supply chains reflected in the statement annexed to this communiqué.

◆ G7 TRADE MINISTERS' STATEMENT ON FORCED LABOUR (ANNEX A)

- p1 We recall the 2021 G7 May Trade Communiqué and the 2019 Report on ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains by the ILO, OECD, International Organization for Migration (IOM) and UN International Children's Emergency Fund (UNICEF). We further recall the commitments made by G7 Leaders in Elmau, 2015, to foster sustainable supply chains and by the G7 Social Ministers in Paris, 2019, to promote decent work, responsible business conduct and human rights due diligence in global supply chains and by G20 Labour and Employment Ministers in Mendoza, in 2018, to eradicate child labour, forced labour, human trafficking and modern slavery.

◆ G7 Employment Ministerial Meeting Communiqué, Wolfsburg, 24 May 2022

- Just transition: Make it work Towards decent and high quality work in a green economy
- Ensuring Respect for Human Rights and Labour and Environmental Standards in Corporate Operations and Value Chains
- 15. We recall our commitment to respect, promote and to realize the ILO fundamental principles and rights at work, namely freedom of association and the effective recognition of the right to collective bargaining, the elimination of all forms of forced or compulsory labour, **the effective abolition of child labour** and the elimination of discrimination in respect of employment and occupation.
- 17. **Child labour and forced labour** are among the most severe and pressing human rights issues and are at the same time economic concerns. **We welcome the Durban Call to Action** agreed by social partners, governments, civil society and youth participating in the 5th Global Conference on the Elimination of Child Labour to end child labour **by tackling its root causes and promoting transparency, due diligence, and remediation in value chains.**
- 18. As the G7, we have a particularly important role to play in achieving better outcomes for people and planet through a smart mix of mandatory and voluntary measures including legislation, incentives and guidance for business. Implementation of the authoritative frameworks of the UN, the ILO and the OECD, including through mandatory measures, **to ensure corporate due diligence and the elimination of child labour and forced labour along value chains,** including such as through import bans on products made with child or forced labour, have gained traction among G7 members and at the EU level. This momentum offers an opportunity: to ensure coherence in regulatory measures taken at the national level, provide legal clarity to business, reduce compliance costs for companies and, most importantly, prevent business involvement with harms to people and planet in the first instance, and enable access to effective remedy wherever they occur.

◆ G7 Trade Ministers' Statement Neuhardenberg, 15 September 2022

- p3 We recall the G7 Leaders' Communique of June 2022 and the G7 Trade Ministers' Statement on Forced Labor in October 2021, and reiterate our concern of the use of all forms of forced labour and child labour in global supply chains. We agree on the importance of upholding human rights and of international labour standards in global supply chains. We recommit to taking measures to strengthen our cooperation and collective efforts towards eradicating the use of all forms of forced labour and child labour in global supply chains, including through measures that promote corporate due diligence, and will work to further enhance predictability and certainty for businesses.

参考情報

HRDD

- Business & Human Rights Resource Centre (BHRRC) のニュースレター
- International Cocoa Initiatives (ICI)
3月にEU強制労働にかかる規制についてウェビナーを実施予定。後日詳細公開。

Living income

- Living Income Community of Practice
▼下記URLより過去のウェビナー視聴可
<https://www.living-income.com/webinars>
- Wageningen University & Research (WUR)
- IDH

子どもの権利とビジネス

- Global Child Forum
- (報告書) CHARTING THE COURSE: Embedding children's rights in responsible business conduct (2022, UNICEF, UNGC, Save the Children)
<https://unglobalcompact.org/library/6097>

